

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第2項
処 分 の 概 要：射撃教習を受ける資格の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項、同第4項・第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：